

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年4月10日 午後3時19分～午後3時54分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 19名 欠席者 0名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条許可に係る転用計画変更の承認申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

3. 協議事項

1. 令和5年度農作業標準賃金について

4. 報告事項

1. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

2. 農地法第18条第6項の規定による通知について

3. 使用貸借解約通知について

4. 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について

5. 使用貸借契約変更通知について

5. 閉 会

出席委員（19名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1番 野 田 一 徳
3番 永 江 三 夫
5番 河 野 和 夫
7番 河 野 順 大
9番 岡 田 佳 子
11番 松 藤 忠
13番 長 岡 直 行
15番 北 原 喜 博
17番 前 原 新
19番 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

2番 日 高 徳 久
4番 江 寄 徳 光
6番 中 村 正 治
8番 加 藤 和 己
10番 木 下 正 信
12番 東 政 廣
14番 倉 吉 大 作
16番 田 崎 明
18番 松 尾 京 子

欠席委員（0名）

出席推進委員（15名）

座席番号 氏 名

22番 井 上 正 光
24番 境 秀 作
26番 釘 嶋 房 男
28番 上 原 充
30番 柿 原 廣 典
32番 河 野 通 成
35番 野 中 勝 吉
38番 宮 崎 和 道

座席番号 氏 名

23番 高 尾 芳 樹
25番 山 下 勝 敏
27番 大 塚 郁 久
29番 松 尾 一 則
31番 坂 梨 正 充
34番 城 敬 介
36番 平 木 啓 喜

本会議に出席した事務局職員

事務局 長 岡 俊 幸

事務局 係長 平 野 寿 美

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

午後3時19分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和5年4月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は19名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

推進委員は、15名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号18番松尾京子委員、同じく1番野田一徳委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局職員の平野寿美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお祈いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおり

です。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○38番（宮崎）

申請書及び現地等の確認をいたしました但、地元委員としては問題ないと思われますので、皆様の御審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○29番（松尾）

現地及び申請書を確認しましたがけれども、何ら異常はないと思っております。ただ、この現況田になってはいますがけれども、現地を確認したところ、ここはすもものハウスの畑でした。何ら問題ないと思っておりますので、皆さんの御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何

か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

3月に現地及び書類を農業委員の日高さんと確認いたしました。適正であると思いますので、皆さんの審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○28番（上原）

これは親子間の贈与でありまして、先ほど研修会でありました相続時精算課税制度を使っ
ての贈与となっております。別に問題がないと思いますので、皆様の御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何
か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定
いたします。

事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおり
です。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○34番（城）

3月30日に地元農業委員さん、推進委員で申請地及び現地等の確認をしております。また、

同日、農業委員会事務局において、事務局職員の方と一緒に譲受人の方に面談を行っております。申請土地は譲受人の自宅に隣接しておりまして、今後も農地として管理していくということを確認しております。地元委員としては問題ないと思われまますので、皆様の御審議の方をよろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○27番（大塚）

現地を確認し、何ら問題ないと判断しました。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第1号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（平野）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に居宅を建築するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しております。

東は道路、西は水路、北は水路、南は田に面しており、隣接農地の所有者は申請人のためアンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び水利委員から無条件承諾を得ております。

雨水排水については、水路へ放流します。

生活雑排水は、合併浄化槽を設置し水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○27番（大塚）

現地を確認し、何ら問題ないと判断しました。皆様審議よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

○農地委員（加藤）

4月6日に現地の確認を行っております。農地委員会としては問題ないというふうに考えております。皆さんの御審議よろしくお願いたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第2号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条許可に係る転用計画変更の承認申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（平野）

農地法第5条許可に係る転用計画変更の承認申請について説明いたします。

平成28年の計画において工場建設の計画に基づいて転用申請の提出をなされ、同年、許可を受けられた場所になります。

この計画を変更され、資材置場、クレーン置場として使用するために変更申請がなされたものです。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○23番（高尾）

4月6日に関係者が現地に集まりまして、内容を確認しまして、問題なかったことを御報告いたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（加藤）

これも4月6日に現地の確認を行っております。事務局から説明がありましたように、最初は平成27年に資材置場、クレーン置場という転用の申請がされ、許可されておりますが、翌年に建物を建てるという転用申請がなされ、今回、建物を建てないというふうな計画変更という申請になっております。農地委員会としては問題ないというふうに考えております。皆さんの御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

○30番（柿原）

ありがたいことでございますけれども、ちょっとよく分からんけんで説明をお願いしたいと思いますが、今説明がありましたように、数年前に一度転用申請が出て許可を出しておる中で、用途変更というか、許可の工場から資材置場とかちいうことで、何回か変更があるちいうことで申請いただいておりますが、それぞれこういうことで、何か用途変更というか、申請を出さんといかんとですかね。普通、あんまりこうふうなか事例は記憶にありませんので、本来、こういうことで出してもらわんといかんのか、一回許可を下ろした段階で特別な用途変更でない限りはそのままいいのか、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（徳永）

局長お願いします。

○事務局（岡）

4条、5条転用については計画というものがございまして、計画が変更する場合は、基本的には出させていただくという形になります。ただし、軽微な変更とかは求めていないところがあります。

今回については、建物を建てるという申請で許可が下りておる分を、もう建てないということですので、大きな変更になりますので、きちんと変更を出させていただくという形を取らせていただいております。以上です。

○議長（徳永）

よろしいですか。

○30番（柿原）

こういうふうなか転用申請が出て許可を出しよるわけですが、その後の許可したところの確認を定期的に見てみますと、結構申請した申請要件と変わったようなことでの利用というか、転用後の活用ちいうとが結構あるかと思えます。それをとやかく言うあれじゃありませんけれども、そういうことがあったので、一々せんといかんのか、せんげつとどうなるのかというちょっと疑問がありましたので質問をさせていただきました。

○事務局（岡）

ありがとうございます。許可が下りたら、基本的にこれは県の許可ですので、状況調査完了報告という形で県に提出していただかないといけないようになっています。特にこの案

件については、工場を建てるということになっていましたので、工場が建たない限り完了とは認められないという形になります。ですので、変更して、現在そういう変更後の計画のような案件の状態になっていますので、許可が下りたらば、その場で事業完了という形になる案件でございます。

ですので、家を建てるという形になっておって、若干方向が違ふ、施工時に許せる範囲であれば変更まではいかないというところもありますし、逆に言えば、資材置場で許可が下りておって、完了した途端に家を建てたということもありますが、一応完了が終わった後については、うちも何もいえないところがありますので、完了前の分についての扱いになりますのでよろしくお願いします。

○議長（徳永）

よろしいですか。多分、柿原委員の疑問に思われていたところは、資材置場ということで出ていたところに数年後というか、転用の許可が出た後、ほどなくして家が建ったりする場合に、農業委員会としては資材置場で許可をしたのに、その後に家が建っているのはどうなのかという疑問とかもありますけれども、それについては、県のほうが許可終了というか、認めましたと言った後は、農業委員会が口出しというか、そういうことにはならないという今の現状だと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第3号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局は、議案第4号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書7ページを御覧ください。周年契約は、田15万7,996平方メートル、畑3万1,673平方メートル、合計18万9,669平方メートルで、件数は45件、筆数は109筆となっております。

議案書9ページを御覧ください。期間借地は、田5,197平方メートルで、件数は1件、筆数は4筆となっております。

内容につきましては、10ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書19ページをご覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが1件となっております。内容につきましては、次のページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第4号について説明をいたしました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第4号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

それでは続きまして、2. 協議事項、第1号、令和5年度農作業標準賃金について協議します。

協議事項の第1号について事務局、説明をお願いします。

○事務局（平野）

令和5年度農作業標準賃金について説明いたします。

J Aみなみ筑後並びに普及センター、農林水産課から参集していただきまして、機械作業についてののみ検討しました。

標準賃金の設定に当たりましては、県内の最低賃金、近隣の状況などを勘案して検討を進めたところ、昨年度と同額といたしました。

よろしく御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま協議事項第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、提案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、協議事項1号、令和5年度農作業標準賃金については提案のとおり決定いたします。

なお、この決定内容につきましては、広報等でお知らせすることにします。

続きまして、3. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてです。

市街化区域に居宅建築のための転用届出1件受理しております。

現地、書類を確認し問題なしと判断しております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が16件出されております。

す。内容については、自作が1件、設定が12件、再設定が2件、転用が1件となっております。
以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

使用貸借解約通知について、使用貸借解約の届出が5件出されております。内容については、自作2件、設定が2件、転用が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第4号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（堤）

農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可について、令和5年1月31日に個人1人、令和5年2月27日に、7法人与個人2人が行われております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第4号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

○26番（釘嶋）

一番上に書いてある農地中間管理事業における農用地利用配分計画の利用配分の計画とは何ですか。その言葉さえ分からんごとになって。

○事務局（岡）

お答えします。一応、農地利用計画というのは、経営基盤強化法の中で計画を立てた配分の計画、うちで言う利用権ですね、利用権とかも利用権の配分計画になりますので、誰が誰に貸すかという計画を出すと思ってください。農地中間管理事業については、一応個人さんが機構のほうに貸付けをして、機構のほうから個人や法人への貸付けを行います。個人から機構への貸付けについてはみやま市が計画配分ということで、先ほども議案の中にありました利用権の配分の中で入ってきます。機構から担い手、個人や法人への貸付けについては県が認可、告示することになっていますので、そう言って県が認可、告示した分について今報告しているという状況ですので、簡単に言えば利用権と同じような計画と思ってください。以上です。

○議長（徳永）

よろしいですか。

○26番（釘嶋）

ありがとうございました。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第4号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第5号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

使用貸借契約変更通知について、使用貸借の期間変更が1件出されております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第5号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第5号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後3時54分 閉会